

事業者排出量削減計画書 (新規)・変更

(あて先) 京都府知事	
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府宇治市宇治小桜45番地の2	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記) ユニチカグラスファイバー株式会社 京都工場長 大橋 明彦 電話 0774 -

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	ガラス繊維・同製品製造業			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))			
計画期間	平成18年4月～平成20年3月			
基本方針	省電力・省エネルギー機器の導入、エネルギー消費効率の改善、廃棄物の抑制、リサイクルの促進、全部門で2001年取得の環境マネジメントシステムの活動項目の実施等で、CO2の削減を目指す。			
推進体制	工場長を本部長とする地球温暖化対策本部の設置と、省エネルギー推進委員会と連動して、実施計画の策定、月毎のエネルギー消費量等の進捗管理体制を構築する。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	18~19	工場全体	省電力型・省エネルギー型の照明器具へ順次更新する。電気使用量を20kWh削減	
	19	空気圧縮機	圧力制御(送気圧力低減)と台数制御で圧縮機電力を10%削減	
	18~19	工場全体	ISO14001の環境管理目的『事業系一般廃棄物の排出量削減』、『産業廃棄物の排出量低減』、『エネルギー使用量の低減』を掲げて、社員に環境教育を実施する	
	18	フォークリフト	ガソリン車⇒バッテリー車に更新及び購入、ガソリン使用量削減	
19	製造設備燃系機	燃系機の駆動部機械式ギヤー変速タイプからインバータ駆動制御方式に改造		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	10,219 t	10,929 t	6.9 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 10,219 t	*2 10,929 t	6.9 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)		
		取組量等 (二酸化炭素換算(t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量) kWh (熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kWh	(削減量) t	
	削減量等合計		*3 t	
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績) *1 10,219 t	目標年度(計画) (*2)-(*3) 10,929 t	削減率(計画) 6.9 %	
特記事項	1. H18年燃系機2台増設、設備容量22Kw*2台 2. H18年合燃機*2台新設(駆動はインバータ制御方式)設備容量330kW 3. ガラス溶融炉設備*1台増設 設備容量25kW 4. H14、1~H18、1間に空気圧縮機*6台を省電力型に更新 内1台はインバータ搭載型を導入する 5. H16年~省電力型蛍光灯器具へ順次更新 6. 地域の美化清掃活動(ユニチカ事業所)クリーン宇治運動に参加			
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	住所			
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネルギー製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。